

## 民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案（案）2 （補足説明付き）

### 第1部 民事訴訟法の見直し

#### 第2 送達

##### 1 電磁的記録の送達

電磁的記録の送達に関する規律として、次のような規律を設けるものとする。

##### (1) 出力書面による送達

電磁的記録の送達は、この法律に特別の定めがある場合を除き、法第99条から第108条までの規定により、送達すべき電磁的記録に記録された事項の内容を出力することにより作成した書面をもってする。

##### (2) 電子情報処理組織による送達

ア (1)にかかわらず、送達を受けるべき者が受訴裁判所に対し最高裁判所規則で定めるところにより電子情報処理組織を使用する方法により送達を受ける旨の届出をしている場合には、電磁的記録の送達は、送達を受けるべき者に対し、電子情報処理組織を使用して当該電磁的記録に記録された事項の提供を受けることができる状態に置き、その旨の通知を発する方法によりすることができる。

イ アの届出をする場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、電子メールアドレス等（電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報をいう。ウにおいて同じ。）であって、最高裁判所規則で定めるものを届け出なければならない。この場合においては、送達受取人をも届け出ることができる。

ウ アの通知は、イにより届け出られた電子メールアドレス等に宛てて発するものとする。

エ アによる送達は、次に掲げる時のいずれか早い時に、その効力を生ずる。

(ア) 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録された事項を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧をした時

(イ) 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録された事項をその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録した時

(ウ) 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録の閲覧等をする前にその者に通知が発せられた日から1週間が経過した時

オ 送達を受けるべき者が【やむを得ない事由 / その責めに帰することのできない事由】によりエ（ア）の閲覧又はエ（イ）の記録をすることができない期間は、エ（ウ）の期間に算入しない。

（説明）

#### 1 本文の概要

本文の内容は、部会資料29の記載内容から基本的に変更がないが、本文(2)イにおいて、電子情報処理組織による送達における送達受取人（システム送達受取人）の規律を設けることとしている。

#### 2 部会におけるこれまでの議論

システム送達受取人の制度については、部会資料28の第2において取り上げられ、第19回会議において議論がされた。

このような制度を設けることについては、賛成する意見と反対する意見の双方があった。賛成する意見の中には、法人が送達を受ける場合に現実にこれを受けるべき者を定める必要があるとの意見や送達を受けるべき者が自己に代わって受け取るべき者を定めることを認める必要があるとの意見があった。一方で、反対する意見の中には、制度が非弁行為に悪用されるおそれがあるとの意見や、現行法の書面による送達とシステム送達とは異なる制度であるため、システム送達について現行法にあるような送達受取人の制度を認める必要はないとの意見があった。

#### 3 検討

(1) これまでも議論があったとおり、送達を受けるべき者が自己に代わって送達を受ける者を定めることができることについては、一定のニーズがあること自体は否定できないと思われる。

また、部会資料28において検討したとおり、法人に対してシステム送達を行う場合において、当該法人の代表者のみを送達を受領者（通知を受領し、送達すべき電磁的記録の閲覧等をすべき者）とすることは現実的でないものと思われる。そうである以上、法人に対する送達についてシステム送達を活用するためには、システム送達を受領権限を有する者の範囲を拡大し、当該法人の従業員等がシステム送達を受領することを可能とする必要があると考えられる。仮にこのような制度を認めないこととするのであれば、この点にどのように対応していくべきかについて検討する必要があると思われる。これまでの部会では、上記のような必要性に運用で対処していく考え方も示されたが、送達を受取につき運用でどこまで対処することができるのか不分明である上に、仮に、同様の取扱いを運用で認めるのであれば、そのような制度を設けることとした方が、手続の

明確性・透明性の観点から望ましいものと考えられる。

- (2) また、これまでの議論では、システム送達受取人の制度を設けることが、いわゆる非弁活動につながる旨の指摘がある。もっとも、システム送達受取人の制度を設けたとしても、これによって、弁護士法等によって許容されていない活動が合法になるものではなく、合法となる活動の範囲がその制度を設けることによって拡張されるものでもない。いわゆる非弁活動かどうかは、弁護士法等によって左右されるものであり、民事訴訟法の規律によって左右されるものではない（例えば、現行民事訴訟法では、簡易裁判所においては、裁判所の許可を得て、弁護士でない者を訴訟代理人とすることができるが、このことは、弁護士法等で認められていない者が訴訟代理人として活動することを合法とするものではなく、両者は、別個の問題である。）。
- (3) なお、部会資料28において整理したとおり、システム送達受取人の権限はあくまでもシステム送達を受領する（送達対象のデータを閲覧したり、ダウンロードすることができる）ことにとどまり、それを超えて、当事者の代理人として訴訟行為を行うことや訴訟記録全体の閲覧を行うことが、システム送達受取人の権限それ自体として認められるものではない。そのため、システム送達受取人と定められた者が、送達対象のデータを除く訴訟記録につき、裁判所外の端末を用いて閲覧をすることができるかどうかは、結局、その者につき、利害関係が認められるかどうかによって左右されることとなる（システム送達受取人であることを理由に、送達対象のデータを除く訴訟記録につき利害関係が認められるものではないと解される。）。
- (4) 以上を踏まえ、本文では、システム送達受取人の規律を設けることとしている。

## 第5 申述に基づく法定審理期間訴訟手続（仮称）

次のような規律を設けるものとする。

- 1 当事者は、裁判所に対し、第5の規律による審理及び裁判を求める旨の申述をすることができる。ただし、次に掲げる訴えに関しては、この限りではない。
  - (1) 消費者契約に関する訴え
  - (2) 個別労働関係民事紛争に関する訴え
- 2 当事者の双方が1の申述をした場合には、裁判所は、第5の規律による審理及び裁判をすることが困難であるときを除き、訴訟を第5の規律による審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。当事者の一方が1の申述をした場合において、相手方が第5の規律による審理及び裁判をすることに同意したときも、同様とする。
- 3 1又は2の申述又は同意は、口頭弁論の最初の続行の期日又は準備的口頭弁論若しくは弁論準備手続の最初の期日まで（裁判所が申述又は同意をすべき日を定めた場合には当該日まで）することができる。

- 4 1又は2の申述又は同意は、書面でしなければならない。ただし、口頭弁論又は弁論準備手続の期日においては、口頭であることを妨げない。
- 5 訴訟が第5の規律による手続に移行したときは、通常の手続のために既に指定した期日は、この手続のために指定したものとみなす。
- 6 2の決定があったときは、裁判長は、当該決定の日から2週間以内の間において口頭弁論又は弁論準備手続の期日を指定しなければならない。
- 7 裁判所は、6の期日において、当該期日から6月以内の間において当該事件に係る口頭弁論を終結する期日を指定するとともに、口頭弁論を終結する期日から1月以内の間において判決言渡しをする期日を指定しなければならない。
- 8 2の決定があったときは、当事者は、6の期日から5月（裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間）以内に、攻撃又は防御の方法を提出しなければならない。
- 9 第5の規律による手続における証拠調べは、6の期日から6月（裁判所が当事者双方の意見を聴いてこれより短い期間を定めた場合には、その期間）以内にしなければならない。
- 10 裁判所は、9の期間が満了するまでに、当事者双方との間で、争点及び証拠の整理の結果に基づいて、第5の規律による手続の判決において判断すべき事項を確認するものとする。
- 11 第5の規律による手続における期日の変更は、法第93条第3項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合でなければ、許すことができない。
- 12 次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判する旨の決定をしなければならない。
  - (1) 当事者の双方又は一方が訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をしたとき。
  - (2) 提出された攻撃又は防御の方法及び審理の現状に照らして第5の規律による手続により審理及び裁判をするのが困難であると認めるとき。
- 13 12の決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- 14 訴訟が通常の手続に移行したときは、第5の規律による手続のために既に指定した期日は、通常の手続のために指定したものとみなす。
- 15 第5の規律による手続の電子判決書に事実を記録するには、請求の趣旨及び原因並びにその他の攻撃又は防御方法の要点を記録するものし、理由を記録するには、10により当事者双方との間で確認した事項に係る判断の内容を記録するものとする。
- 16 第5の規律による手続の終局判決に対しては、控訴をすることができない。ただし、訴えを却下した判決に対しては、この限りでない。

- 17 第5の規律による手続の終局判決に対しては、訴えを却下した判決を除き、電子判決書の送達を受けた日から2週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。
- 18 法第358条から法第360条までの規定は、17の異議について準用する。
- 19 適法な異議があったときは、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復する。この場合においては、通常の手続によりその審理及び裁判をする。
- 20 法第362条から法第364条までの規定は、19の審理及び裁判について準用する。

(注) 裁判所と当事者双方は、この規律の手続により審理及び裁判をするときは、訴訟の進行に関して必要な事項に関し協議を行うものとする旨の規律を最高裁判所規則に設けるものとする。

(説明)

1 規律を設けることについて

- (1) 部会資料26において、判決までの審理期間についての当事者の予測可能性を高めるという観点から、基本的には事件の内容を最も知り得る当事者において一定の審理期間で早期に判断を求めることが適当であると考える事件を対象とすることを前提に具体的な規律を提案したところであり、本部会資料において、必要な検討を加えて、訴訟の見通しを高めて国民の司法サービスに対する期待に応えることを目的とする観点から、改めて提案するものである。

- (2) 第18回会議においては、部会資料26で提案した規律を設けることについて、反対する意見もあったが、その必要性を肯定し、賛成する意見が多く出された。

まず、現在の民事訴訟を取り巻く状況を見ると、民事通常訴訟事件の事件数は減少傾向にあるほか、その審理期間は長期化する傾向にある。また、民事訴訟の利用者の意識調査の結果を見ると、少なくない意見として、事件の見通しが全くたたなかったといったものがある。そのため、現在の民事裁判が社会の求めに応じていないとの意見も考えられるところであり、部会において、賛成する意見が多く出されているのも、そういった問題意識を踏まえたものではないかと思われる。

そして、これまで民事訴訟の審理の在り方については、熱意ある弁護士や裁判官によって各種の取組みがされているが、部会では、それらが最終的には弁護士や裁判官の個々の取組みに依拠しており裁判官の異動などの様々な事情によって継続していない面があるのではないかとの指摘がされていることからすると、民事訴訟の改善を実務の運用にのみ委ねるのではなく、法制度上、適切な仕組みを設けるべきであると思われる。

もっとも、当事者間に証拠や情報に格差があると考えられる事件においては、この制

度を利用することにより、審理の形骸化が進むおそれがあり、その本来の目的に反することとなる。

そのため、この規律がふさわしくない類型の事件についてはこれを対象から明確に除外し、更には、訴訟代理人の関与の下（基本的に、この規律が適用されるには、訴訟代理人の関与が必要であることは、後述のとおりである。）、当事者の申述や同意等を通じて、適切に事件の選別がされていくことが必要ではないかと思われる（この規律の利用が想定される事件については、後述のとおりである。）。

また、手続を開始しても、現実には、この手続で審理及び裁判をすることができないケースについては、通常の手続で審理を行うべきであり、このことを制度上確保することも重要であるように思われる。そのため、従前の部会資料と同様に、その規律を設けることとしている。

## 2 想定している事件類型等について

この規律の対象となる典型的な事案としては、例えば、当事者間において事実関係に争いがないが契約条項の解釈や法適用について争いがある事案や当事者間において訴訟前の交渉がされていることによって事実関係の争いが絞られているような事案が念頭に置かれる。

なお、部会においては、当事者間に事実関係に争いがないものの契約条項の解釈や法適用について争いがある事案について早期に裁判所の判断を求めることができるという点では、アメリカのサマリージャッジメントの制度と類似するとの指摘がされている。

他方で、典型的に当事者間に証拠や情報に格差があると考えられる消費者契約に関する事件及び個別労働関係民事紛争については、この規律の対象としないこととしている。また、そのほかの事件についても、適切な選別が必要であると思われ、最終的な事案ごとの判断となるが、訴訟代理人の関与の下（基本的に、この規律が適用されるには、訴訟代理人の関与が必要であることは、後述のとおりである。）、当事者の申述や同意等を通じて、適切に事件の選別がされていくこととなるように思われる。

なお、第18回会議では、消費者契約に関する訴えとの表現につき、仲裁法附則第3条を参考に消費者と事業者間の紛争に関する訴えとすべきとの意見もあった。そのため、その点につき検討をしたが、民事訴訟法においては、消費者あるいは事業者との用語は、消費者契約が存在していることを前提としており（法第3条の4参照）、消費者と事業者間の紛争に関する訴えとしても、その意味するところは、消費者契約に関する訴えと同義となる。また、仲裁法附則第3条においても消費者契約法に規定する消費者としており、契約の存在を前提とする定義が用いられている。そのため、この用語については、修正をしていない。

### 3 手続の開始における裁判所の判断基準（「困難であると認めるとき」）について

- (1) 部会資料26においては、当事者双方がこの規律の手続を希望する場合に、その意思をできる限り尊重する趣旨から、裁判所は、この規律の手続による審理及び裁判をすることが「困難であると認めるとき」を除き、この規律の手続による審理及び裁判をする旨の決定をしなければならないとの規律を提案していた。

この論点について、第18回会議では、この規律による手続による審理及び裁判をするのに相当ではない事件について、消費者契約に関する事件以外にも事件の内容や当事者の状況を踏まえて裁判所の判断でこの規律による手続を開始しないこととすることができるようにすべきである旨の意見が出された。

- (2) いずれにしても、前記のとおり、この規律による手続については、証拠の偏在や経済力に格差がある事件類型である消費者契約に関する訴え及び個別労働関係民事紛争に関する訴えについては、対象外としている。

その上で、消費者契約を前提としない紛争などにおいて、定義上「消費者」に該当しないものの、当事者間に証拠の偏在や経済力に格差がある事件が存在すると考えられる。このような事件については、当事者に一定の期間内で適切に主張や証拠の提出をすることを前提とするこの規律による審理及び裁判をすることは適切ではないと考えられる。そのため、適切な選別が必要であると思われ、最終的な事案ごとの判断となるが、訴訟代理人の関与の下（基本的に、この規律が適用されるには、訴訟代理人の関与が必要であることは、後述のとおりである。）、当事者の申述や同意等を通じて、適切に事件の選別がされていくこととなるように思われる。

以上のことは、基本的には、審理及び裁判をすることが困難かどうかによって判断し得ると思われる。また、相当かどうかという表現とすると、裁判所に広い裁量が認められることとなるように思われるが、この規律が、当事者に一定のイニシアティブを与えるものであるとすると、そのような広い裁量を認める表現はふさわしくないように思われる。

そこで、従前の表現を維持している。

### 4 訴訟代理人が選任されていない場合の取扱いについて

この規律は、当事者双方が、その期間内に、自己の攻撃防御方法を適切に提出することを前提としたものであるが、そのような提出を行うことができないケースは、この規律により「審理及び裁判をすることが困難であるとき」に該当することとなる。

ところで、一般的に、どのような資料を攻撃防御方法として提出すべきであるのかなどについては、法律専門家である訴訟代理人の助力を得なければ、これを適切に判断することは困難であると思われる。また、訴訟活動を熟知していない者が、自己は早期に攻撃防御方法を提出できると判断し、この規律を利用することができるとして、この規律を利用

する旨の申述や同意をしたとしても、結局、後にはそのような判断が誤っていることが少なくなく、その判断に従って、手続を進めることは困難であり、結局、手続を途中で打ち切ることにならざるを得ないケースが少なくないと思われる。

そのため、訴訟代理人が選任されていないケースは、特段の事情がなければ、この規律により「審理及び裁判をすることが困難であるとき」に該当し、裁判所は、当事者から申述や同意があっても、この規律による決定をすることはできないと解されるのであり、訴訟代理人が選任されていないケースにおいて、この規律による決定をすることができるのは、訴訟代理人を選任していない者が法人であり、法務担当者等を備えているケースなど、訴訟代理人が選任されているのと同視し得るような場合に限られると解される。

なお、部会では、訴訟代理人が選任されていないケースは、この規律を利用することができないことを明記すべきとの意見もあったが、この問題は、まさに審理及び裁判をすることが困難であるかどうかの問題であるし、前記のとおり、ごく例外とはいえ、訴訟代理人が選任されていなくてもこの規律を利用することが可能なケースもあり得るので、本文のとおり記載しているにとどめている。今後、この規律が法案化した際には、本部会における議論を踏まえ、制度の趣旨の周知に努める必要があると考えられる。

## 5 申述又は同意をすることができる時期等について

(1) 当事者の申述又は同意の時期は、判決までの予測可能性を高めるという趣旨からすると、比較的早い時期にされることが想定され、通常は、裁判所が事件の進行について当事者双方と協議をすることができる争点及び証拠の整理手続の最初の期日までにはすることが想定されるが、さらに、裁判所が事案に応じて申述をする期日を定めたときにはその期日まですることができる（最初の期日の後の期日とすることもできる）こととすることが考えられる。

そこで、本文3においてこの点を明確にする規律を提案している。

(2) なお、この規律では、当事者が攻撃又は防御の方法を提出する期間（本文8）、証人及び当事者本人の尋問の実施時期（本文9）、口頭弁論の終結及び判決の言渡しを予定する期日の指定（本文7）の大枠を定めており、中間試案における乙案や法第147条の3第2項における審理の計画において定めなければならない事項の大枠を法定している。

もっとも、この規律の審理及び裁判を円滑に実施するためには、このような定めを踏まえて、当事者双方及び裁判所の間で、各当事者が具体的にどのような準備をいつまでにするのかについてその認識を共有していることを要するものと考えられる。そして、この規律による審理及び裁判を求める旨の申述又は同意をするまでの間において一定の協議がされることが想定されるが、申述や同意をした上で、協議等を早期に実施することも考えられる。そこで、裁判所と当事者双方は、この規律の審理及び裁判をすると

きは、訴訟の進行に関して必要な事項に関し協議をするものとする旨の規律を最高裁判所規則に設けることが考えられ、そのことを注に記載している。

また、最終的な争点(この規律による手続の判決の中で判断すべき事項)の確認には、後記7のとおり、その協議や争点及び証拠の整理の結果に基づいて、当事者双方と裁判所との間で、確認するものとすることが考えられる。

#### 6 真意に基づく申述又は同意であると確認することについて

第18回会議では、真意に基づいて申述や同意をしていることを確認する必要があることから、常に書面によって行われるようにすべきであるとの意見が出された。

この規律による審理及び判断を求める申述や同意が真意に基づいてされていることが必要であることは当然の前提であるし、その手続の内容につき誤解をして、申述や同意をしているケースでは、適切な審理及び裁判は困難となるし、後に手続を打ち切られる結果となる。そのため、裁判所は、この規律による手続を決定する際には、当事者がその真意に基づいているのかをきちんと確認する必要があると考えられる。もっとも、期日で申述等が口頭でされた場合でも、そのような確認は可能であるから、書面という方式に限定するまでの必要はないように思われる。

#### 7 審理期間を法定の期間とすることについて

審理について当事者のイニシアティブを尊重するとのこの規律のコンセプトは特定の審理期間で審理するのに適した事件についてのみではなく、ある程度審理に時間を要するあらゆる事件において当てはまるものであることなどから、審理期間を法定するのではなく、当事者間で合意する期間とすべきとの意見が出された。

もっとも、この規律の大枠がどのようなものであるのかがある程度明確でないと、当事者は、この利用を希望するかどうかの判断が困難になるように思われる。そのため、この規律の大枠を定めた上で、当事者の判断により、これを利用するかどうかを判断することとするのが、現時点では相当であると思われる。また、審理に時間を要するなどの理由からこの規律により処理すべきでない事件の審理の在り方については、この規律の運用状況等も考慮しつつ、別途検討することが考えられ、将来的な課題と位置付けることが考えられる。以上を踏まえ、ここでは、従前の案を維持している。

#### 8 判断すべき事項の確認と判決に記録すべき事項について

従前は、この規律における判決においては、事実の要旨及び主要な争点についての理由を記載することを提案した。第18回会議においては、この提案について、口頭弁論の終結から判決までの期間を1月以内とすることを希望する声は当事者にはなく判決言い渡しまでの期間を2月としても判決内容を簡略化すべきではないとの意見や必ずしも詳細

な判決が求められるものではないが一定の説得力のある内容が必要であるから主要な争点についてコメントすれば足りるというのではなく内容を充実したものにする必要があるとの意見が出されたが、他方で、主要な争点について理由を記載するのであればそれで十分であるとの意見が出された。

この手続は、基本的に、当事者にイニシアティブを与えるものであるが、そうであるとすると、基本的には、判断を示すべき事項の決定についても、当事者が主体的に関与することとなり、このようにしてこの手続において判断を示すべき事項が定められる以上、裁判所としても、当該事項の記載の充実に注力し、当該事項の判断理由を説得的に記載すべきものと思われる。

そこで、裁判所は、当事者双方との間で、攻撃又は防御を提出する期間が満了するまでに、争点及び証拠の整理を踏まえて、この規律の手続の判決において判断すべき事項を確認することとし、判決において、事実については請求の趣旨及び原因並びにその他の攻撃又は防御の方法の要旨を、理由については当事者双方との間で確認した判断すべき事項についての判断の内容を記録するものとするのが考えられ、その旨の規律を本文10において提案している。

なお、この規律の手続の判決の表題については、手形判決や少額訴訟判決と同様にこの手続による判決であることが分かるように表題を付けることが想定され、この表題に関する規律については、手形判決や少額訴訟判決において民事訴訟規則に規定されていること（規則第216条、第229条第1項）と同様に最高裁規則において規定することが考えられる。

#### 9 通常の訴訟手続への移行時期、この規律による手続において指定した期日の効力について

- (1) この規律の手続については、口頭弁論の終結前であれば、通常の訴訟手続に移行させることができるものと解される（少額訴訟においても明文の規定はないが、そのように解されている。）。

もっとも、口頭弁論を終結した後においても、当事者の双方又は一方が通常の訴訟手続での審理及び判断を求めるときは、そのまま判決の言渡しをしたとしても、当該申出をした当事者から異議の申立てがされることが予想されることを踏まえ、裁判所において口頭弁論を再開した上で訴訟を通常の訴訟手続に移行するかどうかについて判断がされるものと考えられる。

- (2) この手続においては、口頭弁論の終結又は判決言渡しをする予定の口頭弁論の期日を指定することとしている（本文7）。しかし、訴訟を通常の手続に移行した場合においては、既に指定した口頭弁論の期日をそのまま維持することが適当でないことが多い（口頭弁論の終結や判決の言渡しをする予定の口頭弁論の期日であっても、飽くまで口

頭弁論の期日の指定であるが、これらの予定の口頭弁論の期日では、証人尋問などをするための時間を確保していないものと思われる。)と考えられ、そのようなときは、既に指定した口頭弁論期日を変更することを想定している。

#### 10 不服申立てを控訴ではなく異議申立てとすべきであることについて

各当事者にいつでも通常の手続に移行するオプションが認められ、制度上、証拠制限がないので不服申立てを異議とする必要はないこと、不服申立てを異議とすることは審理の長期化を招く要因にもなることから、不服申立てを控訴とすべきとの意見が出された。

各当事者に通常の手続に移行するオプションがあることからすると、不服申立てを控訴とすることも考えられる。しかし、制度上の証拠制限がないとしても、審理期間を6か月と法定していることから、結果的には期間を要する文書提出命令や鑑定を実施することは容易ではなく、この規律による判決は一定の証拠の制約の下でされるものといえる。

そうすると、当事者において第一審の審理として、文書提出命令や鑑定を実施することを求めることができるようにするのが審級の利益を確保する観点からは適当であると考えられる。

そこで、不服申立てについては、異議の申し立てをすることができる旨の規律を維持している。

#### 11 簡易裁判所での手続について

第18回会議において、この手続の制度を設けるとしても、簡易裁判所に適用すべきではなく、必要的移送によって地方裁判所に移送すべきとの意見が出された。

しかし、現行法の仕組みでは、地方裁判所で審理等をすべき事案がある場合には、裁量移送又は自庁処理により処理することとされている（法第16条・第18条）。そうすると、この手続を利用する際にも、基本的には、これにより処理をすべきであり、一律に、地方裁判所においてのみ処理することとするのは、現在の体系にそぐわないと解される。

## 第7 争点整理手続等

### 2 書面による準備手続

法第175条を次のように改めるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手続（当事者の出頭なしに準備書面の提出等により争点及び証拠の整理をする手続をいう。）に付することができる。

(説明)

本文は、書面による準備手続について遠隔地の要件を見直すものであって、その内容につ

いては、これまでの部会資料で取り上げたものと基本的に変更はない。

## 第8 証人尋問等

### 3 参考人等の審尋

法第187条に次のような規律を設けるものとする。

- (1) 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするのできる方法によって、参考人を審尋することができる。この場合において、当事者双方に異議がないときは、裁判所及び当事者双方と参考人とが音声の送受信により同時に通話をするのできる方法によって、参考人を審尋することができる。
- (2) (1)は、当事者本人を審尋する場合について準用する。

(説明)

本文では、第19回会議における意見を踏まえ、部会資料28の記載内容につき、その文言について見直しを行っている。

同会議では、通訳人の規律と同様に、ウェブ会議等によることが困難である場合に電話会議によることのできるの規律とすべきであるとの意見もあった。しかし、ウェブ会議等によることが可能な場合であっても、電話会議によることについて当事者双方に異議がないのであれば、当事者の手続保障に欠けることなく、参考人等の審尋の簡易な証拠調べとしての位置付けにも鑑みると、このような方法によることを認めても特段差支えないものと思われる。そのため、この点については部会資料28の記載内容を変更していない。

## 第16 被害者の氏名等を相手方に秘匿する制度

### 1 申立人の住所、氏名等の秘匿

申立人の住所、氏名等の秘匿に関し、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述（以下第16において「申立て等」という。）をする者又はその法定代理人の住所、居所その他通常所在する場所（以下第16において「住所等」という。）の全部又は一部が当事者に知られることによって【当該申立て等をする者又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること】につき疎明があった場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、住所等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。申立て等をする者又はその法定代理人の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項（以下第16において「氏

名等」という。）についても、同様とする。

- (2) (1)の申立てをするときは、(1)の申立て等をする者又は法定代理人（以下第16において「秘匿対象者」という。）の住所等又は氏名等その他最高裁判所規則で定める事項を記載した書面（以下第16において「氏名等表示書面」という。）を裁判所に提出してしなければならない。
- (3) (1)の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該申立てに係る秘匿対象者以外の者は、氏名等表示書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができない。
- (4) (1)の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- (5) 裁判所は、秘匿対象者の住所又は氏名について(1)の決定（以下第16において「秘匿決定」という。）をする場合には、当該秘匿決定において、当該秘匿対象者の住所又は氏名に代わる事項を定めなければならない。この場合において、その事項を当該事件及びその事件についての反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する手続において記載したときは、この法律その他の法令の規定の適用については、当該秘匿対象者の住所又は氏名を記載したものとみなす。
- (6) 秘匿決定があった場合には、氏名等表示書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限る。

(説明)

#### 1 要件について

部会資料27では、「当該申立て等をする者又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること」を要件としており、前回会議では、これに賛成する意見もあった。

他方で、これに反対し、刑事訴訟法における議論を参考として、特定すべきとの意見があった。具体的には、次のような内容のものをその要件とすることであると思われる。

(想定される案)

- ①当該申立て等をする者又は当該法定代理人の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれがあること
- ②当該申立て等をする者若しくは当該法定代理人又はその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあること

この見解は、身体、財産権の保護の対象や、畏怖困惑行為の対象となる者の範囲を明確にすること等を目的とするものである。もっとも、この見解でも、結局、①の名誉又は社

会生活の平穩が著しく害されるとの要件は、結局、社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることと、それほど大きな違いがあるものではなく、その意味では、大きな違いはないように思われる。

また、民事訴訟法第92条では、第三者に対する秘匿決定を定めており、この決定の趣旨は、当事者に対する秘匿決定とは異なるとの指摘もあった。確かに、両者では異なる面があるが、それは、後者では、いわゆる攻撃防御上の不利益が問題になることにあると思われる（そのため、別途、閲覧許可の規定を整備することとしている。）。しかし、他方で、その保護すべき利益に大きな違いを設ける合理的な理由はなく、第三者によって害されることを防止すべき利益は、当事者によって害されることをも防止すべきであるとも思われる。そうすると、攻撃防御上の不利益を理由として閲覧等が行われることは別論として、その保護すべき利益、すわなち、秘匿決定の要件は、区別すべきではないとも思われる。

確かに、その解釈については、その内容を具体的に明らかにしていくことは必要であり、前記②のケースは、社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることに含まれ得ることなどは、きちんと説明をする必要があると思われるが、その要件自体は、第92条の表現を踏襲することにも相応の理由があるように思われる。なお、畏怖困惑行為等が含まれることを明確にする観点から、例示として掲げることも考えられるが、特定の行為類型のみを特に例示することの是非についてはそれ以外の行為との関係や、行為の有無それ自体を直接に立証の対象とすることになることの是非等を踏まえて検討する必要があるようにも思われる。

## 2 「住所等」と「氏名等」を区別することとしたこと

本資料では、「住所等」の秘匿と、「氏名等」の秘匿を区別して規律することとしている。

これまでの会議では、住所の秘匿と氏名の秘匿では、意味合いが違う旨の指摘があった。また、そもそも、(氏名を秘匿しないまま)住所を秘匿すべきケースの多くは、申立人等の現在の所在等を秘匿することに主眼があるのに対し、氏名を秘匿すべきケースは、まさに、申立人等が誰であるのかを秘匿することに主眼がある。

また、申立人等の現在の所在等を秘匿する観点からは、単に、住所だけでなく、居所や、その他通常所在する場所（例えば、職場など）を秘匿すべきケースもあり得る。

以上を踏まえ、本資料では、「住所、居所その他通常所在する場所」と、「氏名その他の当該者を特定するに足りる事項」を区別して、規律している。

なお、氏名を秘匿すべきケースでは、氏名だけでなく、住所も秘匿しなければ、申立人等が誰であるのかを秘匿することができない(申立人等が特定されるおそれがある)ため、通常は、氏名に加えて、住所も秘匿することになると解される(住所は特定するに足りる事項に含まれることとなる。)

具体的に、「住所、居所その他その通常所在する場所」が秘匿されるケースとしては、離婚した夫婦間の訴訟で、DV被害者が現住所や勤務先といった事項を加害者に秘匿したいという場面が想定され、他方で、本文(1)後段の「氏名その他の当該者を特定するに足りる事項」が秘匿されるケースとしては、例えば、性犯罪被害に係る損害賠償請求訴訟で、被害者が氏名や住所といった事項を加害者に秘匿したいという場面が想定される。

### 3 その他の点

#### (1) 代替事項の定めが及ぶ範囲について（本文(5)）

ア 部会では、反訴及び参加のほかにも、訴訟引受けの申立てや中間確認の訴えといった本案の申立てを明示的に列挙したほうがいいのではないかとの意見が出された。

本文(5)の「反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する」手続という文言は、訴訟代理権の範囲について定める法第55条第1項を参考にした例示であり、代替事項の定めが及ぶ範囲は、それ以外の手続であっても、代替事項の定めが及ぶ範囲に反しない限り、関連する手続一般に及ぶものと整理している。他に適切な表現もないところであり、なお、従前の表現を維持している。

イ また、部会では、本案事件における代替事項の定めが仮差押え及び仮処分に及ぶという規律を設ける場合に、訴訟物と被保全権利との同一性を判断することはかなり難しいのではないかとの意見も出された。

もっとも、法第55条第1項の訴訟代理権が及ぶ範囲についても類似の問題があり得ると考えられる上、仮に、裁判所が同一性に疑義をもつ場合には、改めて秘匿決定をし、従前と同一の代替事項を当該事件における代替事項と定めることもできる。そのため、訴訟物と被保全権利との同一性の判断が難しい場合があり得るとしても、このような規律を置くことは可能であると思われる。

なお、仮処分及び仮差押えは、訴訟の前にされることもあり、その場合に訴訟における代替呼称の定めが及ぶ範囲が問題となるが、基本的には、そういったケースは想定していない。訴訟の後に仮処分及び仮差押えがされるケースについては、そのような事態はあまり一般的ではないものの、仮にそのようなケースがあるとすると、代替呼称の定めが及ぶことを否定することは難しいように思われる。

#### (2) 秘匿事項の不記載義務について

部会では、秘匿決定の対象とされた事項の不記載義務について、裁判所がこの義務に違反した場合に生ずる手続法上の効果として適当なものがないため明文の禁止規範を置く必要があるか疑問であるとの意見も出されたが、他方で、当該事項が判決書に記載されないことは重要であるため規律を設けるべきであるとの意見も出された。

前記のとおり、手続法上の効果がないため、手続法上、明文の禁止規定を置くことは

難しい面があるが、不用意にこれを記載することは、秘匿対象者の利益を侵害するものであって、不適切であり、基本的に、代替呼称・代替住所を記載することが改正案の趣旨に沿うことについては、事務当局としても、その周知等に努める必要があると考えている。

## 2 秘匿決定があった場合における閲覧等の制限

秘匿決定があった場合における閲覧等の制限に関し、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 秘匿決定があった場合において、裁判所は、申立てにより、決定で、訴訟記録中氏名等表示書面以外のものであって秘匿決定の対象とされた事項又は当該事項を推知することができる事項が記載され、又は記録された部分（以下第16において「秘匿事項記載部分」という。）の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限ることができる。
- (2) (1)の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該秘匿決定に係る秘匿対象者以外の者は、当該秘匿事項記載部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができない。
- (3) (1)の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(説明)

### 1 変更点の有無

部会資料27からの実質的な変更点は、ない。

### 2 複数当事者訴訟における秘匿

部会では、第三者が秘匿決定のある訴訟に参加し、準備書面や書証の写しを提出する場合には、当該準備書面等に秘匿決定の対象とされた事項が記載され、それが加害者に閲覧されるおそれがあるため、参加人に対して配慮義務を課するなどの手当てが必要ではないかとの意見が出された。もっとも、手続上、参加人による攻撃防御方法の提出に相応の制約を課すことは難しいように思われる（なお、参加人が必要がないにもかかわらず、その秘匿すべき事項を書面等に記載し、原告等に損害が生じたケースでは、別途不法行為の成立が問題となる。）。

### 3 証人自身に危害が及ぶおそれがある場合の証人の氏名等の秘匿

現時点で証人自身に危害が及ぶおそれがあること等を理由に証人の氏名等の秘匿制度

を置くことには慎重な意見が多く出されたといった部会での意見状況を踏まえ、将来的な課題とすることとし、規律を設けることは提案していない。

### 3 送達をすべき場所等の調査嘱託があった場合における閲覧等の制限

送達をすべき場所等の調査嘱託があった場合における閲覧等の制限に関し、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 裁判所は、当事者又はその法定代理人に対して送達をするため、その者の住所、居所その他送達をすべき場所についての調査を嘱託した場合において、当該嘱託に係る調査結果の報告が記載された書面が閲覧されることにより、当事者又はその法定代理人が【社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること】が明らかであると認めるときは、決定で、当該書面及びこれに基づいてされた送達に関する法第109条の書面その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができる者を当該当事者又は当該法定代理人に限ることができる。
- (2) 当事者又はその法定代理人を特定するため、その者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項についての調査を嘱託した場合についても、(1)と同様とする。

(説明)

部会資料27からの実質的な変更点は、ない。

### 4 秘匿決定の取消し等

秘匿決定の取消し等に関し、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 秘匿決定、2の(1)の決定又は3の決定(以下第16において「秘匿決定等」という。)に係る者以外の者は、訴訟記録の存する裁判所に対し、その要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、その決定の取消しの申立てをすることができる。
- (2) 秘匿決定等に係る者以外の当事者は、秘匿決定等がある場合であっても、自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、訴訟記録の存する裁判所の許可を得て、1の(6)、2の(1)又は3の規定により閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求が制限される部分につきその請求をすることができる。
- (3) 裁判所は、(2)の規定による許可の申立てがあった場合において、その原因となる事実につき疎明があったときは、これを許可しなければならない。
- (4) 裁判所は、(1)の取消し又は(2)の許可の裁判をするときは、次の各号に掲げ

る区分に従い、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

ア 秘匿決定又は2の(1)の決定 当該決定に係る秘匿対象者

イ 3の決定 当該決定に係る当事者又は法定代理人

(5) (1)の取消しの申立てについての裁判及び(2)の許可の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(6) (1)の取消し及び(2)の許可の裁判は、確定しなければその効力を生じない。

(7) (2)の許可の裁判があったときは、その許可の申立てに係る当事者又はその法定代理人、訴訟代理人若しくは補佐人は、正当な理由なく、その許可により得られた情報を、当該訴訟の追行の目的以外の目的のために利用し、又は秘匿決定等に係る者以外の者に開示してはならない。

(説明)

1 変更点の有無

部会資料27からの実質的な変更点は、ない。

2 第三者に要件の欠缺による取消しの申立てを認めるかについて

部会では、当事者が秘匿決定の要件の有無を争わない場合に、第三者にこれを争わせる必要はないとの意見が出された。もっとも、秘匿決定等がその要件を欠く場合には、第三者の閲覧等請求権（法第91条第1項、第3項及び第4項）を制限する正当な理由はないため、当事者が争わない場合であっても、閲覧等の請求をしようとする第三者にこれを争う機会を保障する必要はあると考えられる。

また、裁判所が秘匿対象者から意見を聴取することなく判断することは困難であるため、濫用的な申立てがされた場合に、秘匿対象者の負担を避けることができないとの観点から、第三者には取消しの申立権を認めるべきではないとの意見も出された。もっとも、同様の取消しの申立てが数回にわたってされたケースなど、濫用的な申立てであると評価できるようなケースでは、秘匿対象者から意見を聴取することなく判断することはできるとされるし、そもそも、部会でもこれに反対する意見が出されたように、濫用的な申立てを理由に、第三者の有する取消しの利益を一律に否定することは正当化できないと思われる。

そのため、要件の欠缺による取消しの申立ての権利を第三者にも付与することを維持している。

5 第三者の訴訟参加があったときの通知等

第三者の訴訟参加があったときの通知等に関し、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 法第92条第1項の申立て（同項第1号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。以下5において同じ。）があった場合において、その後第三者がその訴訟への参加をしたときは、裁判所書記官は、当該申立てをした当事者に対し、その参加後直ちに、その参加があった旨を通知しなければならない。ただし、当該申立てを却下する裁判が確定したときは、この限りでない。
- (2) (1)の場合において、裁判所書記官は、(1)の参加があった日から2週間を経過する日までの間、その参加をした者に(1)の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。ただし、2の(1)の申立てがされたときは、この限りでない。
- (3) (1)及び(2)の規定は、(1)の参加をした者に(1)の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて法第92条第1項の申立てをした当事者の全ての同意があるときは、適用しない。

(説明)

#### 1 提案

部会では、第三者の訴訟参加があったときの通知等の制度については、賛成する意見が多かったため、部会資料27の（後注）に記載していた提案を基本的に維持したものを提案している。

#### 2 部会資料27からの主な変更点について

本文の通知等の制度は、参加人との関係で被害者に本文2(1)の申立ての機会を付与する趣旨のものであるが、この趣旨を満たすためには、参加人による閲覧等の請求があった時点ではなく、第三者が参加した時点で通知をすれば足りると考えられるため、変更している。

#### 6 IT化後における住所、氏名等の届出の方法等

IT化後における住所、氏名等の届出の方法等に関し、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 1の(1)の申立てをするときは、秘匿対象者の住所等又は氏名等その他最高裁判所規則で定める事項を書面その他最高裁判所規則で定める方法により届け出なければならない。この場合において、当該届出については、部会資料29-1の第1の2の規定は、適用しない。
- (2) 裁判所は、2の(1)の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、訴訟記録中秘匿事項記載部分に係る訴訟記録の閲覧等を書面をもってするものに限る措置その他の当該事項の安全管理のために必要かつ適切なも

のとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができる。ただし、当該申立てを却下する裁判が確定したとき又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときは、この限りでない。

- (3) 裁判所は、法第92条第1項の申立て（同項第2号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。）があった場合において、当該申立てに係る営業秘密がその訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため特に必要があると認めるときは、訴訟記録中当該営業秘密が記載され、又は記録された部分に係る訴訟記録の閲覧等を書面をもってするものに限る措置その他の当該営業秘密の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができる。ただし、当該申立てを却下する裁判が確定したとき又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときは、この限りでない。

(説明)

## 1 部会での意見

部会資料27の第1部第1の(注)やその説明で取り上げていた、IT化後の記録の在り方等につき提案するものである。

部会では、IT化後の秘匿決定の対象事項の届出は、専ら書面に限るのではなく、そのような情報の安全管理に対応するシステムを構築することができればインターネットを用いて提出することができるようにすることが望ましいとの意見、インターネットを用いた申立て等の義務の例外を設けることは、完全デジタル化を目指して少なくとも土業者にはこれを義務付けることと整合しないという意見、高度なハッキングによって意図的に漏洩されるおそれがあるような情報であれば格別、そうでないものは裁判所職員のヒューマンエラーを防ぐ方法によるべきであり、裁判所のサーバに保管しないことによる上訴や移送、強制執行等の関連手続における不便を当事者に負わせることは正当化できないのではないかとの意見が出された。

そこで、IT化により当事者が享受する便益を過度に損なわないようにすることに留意しつつ、一定の範囲の機微情報を安全に管理するための届出や閲覧等の方法等に係る規律を提案することとした。

## 2 本文の概要

### (1) 住所、氏名等の届出の方法等（本文(1)）

IT化後の秘匿対象者による住所等又は氏名等の届出については、電子情報処理組織を使用した届出を認めるか否かについて、最高裁判所規則に委任することとするとも

に、書面で届け出られた場合に当該書面を電子化義務の対象外とするため、部会資料29-1の第1の本文2の適用除外規定を置いた。

(2) 秘匿事項記載部分の閲覧等を書面による方法等に限る措置（本文(2)）

秘匿決定の申立てをした申立人等は、準備書面等を提出する際には、真の住所、氏名等ではなく代替事項を記載し、真の住所や氏名の推知事項も記載を控えるべきであることは、従前の議論のとおりであるが、被害者が提出する送達場所等の届出書や、第三者が提出する調査嘱託に係る調査結果の報告などに、相手方に秘匿すべき事項が記載されることは想定される。このような事項が記載された部分について、IT化後は必ず裁判所のサーバに記録して電磁的記録の形態で保管し続けるとともに、電子情報処理組織を使用する方法による閲覧等に供しなければならないとすることは、前述のIT化前の秘匿事項記載書面の管理の方法と比較して、必ずしも相当でない場合があり得る。

また、当該部分は、本文2(1)の決定が出されれば、これが取り消されたりしない限り、相手方による電子情報処理組織を使用しての閲覧に供する必要はない。そのため、当事者の閲覧の便宜の観点からこれを電磁的記録で保管する必要性も乏しい。

そこで、裁判所が特に必要と認める場合には、秘匿決定の対象事項の安全管理のために、出力書面をもって訴訟記録を作成するなど、日々進歩するその時代の技術水準に照らして必要かつ適切な措置をとることができるような規律を設けることとした。

(3) 営業秘密記載部分の閲覧等を書面による方法等に限る措置（本文(3)）

営業秘密には、例えば、特許法第105条の4第1項に規定する要件を満たすケースにはいわゆる秘密保持命令が発せられる。そして、このような秘密保持命令が発せられると、刑事罰に裏打ちされた極めて厳格な保護が図られることとなるなど、法律上特別に保護されることとなる。

そして、このようなことからすると、このような営業秘密について、IT化後は必ずサーバに記録して電磁的記録の形態で保管し続けるとともに、電子情報処理組織を使用する方法による閲覧等に供しなければならないとすることについては、秘密保持命令の制度が刑事罰に裏打ちされた極めて厳格なものであることなどの観点から、改めて検討する必要があると思われる。

そこで、現在の実務の取扱い等を見てみると、このような営業秘密が記載された文書については、現在の実務上も、厳格にこれを管理する観点から、他の文書とは別に、特に厳重に保管されている（例えば、知的財産高等裁判所においては、同裁判所が定める「秘密記載文書取扱基準」に則り、通常の記録からは分離して、各文書ごとに内容や決定日等を記載した秘密記載文書保管袋に封入した上で、金庫に保管し、管理責任者が金庫の鍵及び暗証番号を保有して管理している。）。また、秘密保持命令が発せられたケースでは、相手方も、その内容を承知していることが想定されるし、少なくとも、その後、頻繁に当事者の閲覧等をするといったことはなく、IT化後も、当事者による電子情報

処理組織を使用しての閲覧に供する必要も乏しいと考えられる。そのため、当事者の閲覧の便宜の観点から電磁的記録で保管する必要も乏しいと考えられる。

そこで、営業秘密につき、秘密保持命令が発せられているケース（本文の要件は、秘密保持命令の要件を踏まえたものである）を念頭に、裁判所が必要と認める場合には、営業秘密の安全管理のために、出力書面をもって訴訟記録の閲覧に供する（出力書面をもって訴訟記録とすることを意味する）など、所要の措置（具体的には、今後の技術水準等を踏まえ、必要かつ適切な措置を最高裁判所規則で定める）をとることができるような規律を設けることとした。

## 第3部 その他

### 第1 被害者の氏名等を相手方に秘匿する制度に対応する改正

#### 1 民事執行法の改正

民事執行の手続については、第1部第16の規定が準用されることを前提に、第三債務者の供託及び取立訴訟に関し、次のような規律を設けるものとする。

(1) 民事執行法第156条第1項の規定にかかわらず、差押債権者について第1部第16の1の(1) (他の法律において準用する場合を含む。)の決定がある場合において、差押債権者の申立てがあるときは、裁判所は、第三債務者に対し、同項に規定する方法による供託を命ずることができる。

(2) (1)の規定により供託の義務を負う第三債務者に対する取立訴訟において、原告の請求を認容するときは、受訴裁判所は、請求に係る金銭の支払は供託の方法によりすべき旨を判決の主文に掲げなければならない。

(説明)

1 部会資料27からの実質的な変更点は、ない。

なお、部会資料27の第2部第1の(注1)及び(注2)に記載していたとおり、①執行官や裁判所書記官が執行機関となる事件においても、これらの者の所属する執行裁判所が秘匿決定をすることとし、②第1部第16の本文1(5)のとおり民事訴訟における代替事項の定めが強制執行にも及ぶ場合には、債権者は、債権者の代替事項が記載された債務名義に基づいて民事執行を申し立てるときは、民事訴訟の手続において裁判所に提出した氏名等表示書面の謄本等を執行裁判所に提出するなどの方策をとることを想定している。

2 その他の点について

(1) 差押登記の嘱託時に提供すべき情報の範囲について

ア 部会では、差押対象不動産について任意売却の買主候補がいる場合に、これらの者が差押債権者の連絡先を知ることができなければ、任意売却の道が閉ざされることとなり、売却価格が低廉なものとなれば差押債権者の利益にもならないため、差押登記の嘱託においては、差押債権者の真の住所及び氏名を登記官に提供した上で、法務局が許可すれば真の住所や氏名を知ることができるようにすることを検討する必要があるとの意見が出された。

もともと、被害者である債権者が住所や氏名を秘匿したまま不動産競売の申立てをした場合において、債務者に任意売却の機会を確実に付与することが必須とまではいえないと考えられ、裁判手続において厳格な要件で秘匿されている情報を法務局が関

覧させることについては、慎重な検討が必要であると思われる。

イ また、代替呼称の定め方について、「A」とか人名風のものでも一見して仮名とわかるものとしてしまうと、当該不動産の所有者が犯罪加害者である可能性があることが公示されてしまうという弊害があり、一見して仮名であるとは分からないような表記をする工夫を検討する必要があるとの意見も出された。

もっとも、一見して仮名であるとは分からない表記であって、他人との混同による弊害を生ずるおそれもないようなものを定めることは難しいと考えられるほか、いずれにしても裁判上の紛争が生じていることは明らかになる以上は、仮名であると分かるような表記を是認することも考えられる。

## (2) 転付命令の可否について

部会では、代替呼称や代替住所の定め効果及ぶのは、差押債権者としての地位に基づく手続に留めるべきであり、転付命令のように権利者としての地位を確定する手続にまで及ぼすこととした場合には、責任財産性が外部から判断しづらくなり、執行逃れができる財産を作ってしまうことにもなりかねないため、慎重になるべきであるとの意見が出された。もっとも、転付債権者が転付命令の効力発生後に第三債務者に対して被転付債権を請求する際には、転付債権者と請求者の同一性確認が必要となり、第三債務者から求められれば、転付債権者はその真の氏名等を第三債務者に開示することになる。また、いずれにしても、要件が欠缺している場合には、そのことを理由として秘匿決定の取消しをすることにより対応することができる。

## (3) 債権執行、財産開示、第三者からの情報取得手続の管轄について

部会では、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所に土地管轄がある場合において、代替住所が定められているときであっても、当該代替住所をもって被告の普通裁判籍が定まらないとすれば、債権者としては、どの裁判所に債権執行の申立て、財産開示の申立て又は第三者からの情報取得手続の申立てをすればよいのかとの質問も出された。

この問題については、基本的には、被告の普通裁判籍により強制執行の事件の管轄が定まる場合には、住所の秘匿決定の一部取消しや一部閲覧の許可（例えば、都道府県単位までの開示）により対応することになると考えられる。具体的には、債務名義となる判決を得ようとする原告（債権者）は、判決が出る前にあらかじめ、取消しや閲覧の許可の申立てをし、裁判所は、認容判決をする際に、その取消しや閲覧の許可の是非を判断する（判決前に、予め申立てにについて債務者から意見を聴取する）といった対応をとることが考えられる。

## (4) 第三債務者への秘匿事項の開示について

部会では、第三債務者に対しては秘匿対象者たる債務者の住所等を開示するか、そうでなければ債務者を特定することのできる他の情報が当然提供されるようにすべきで

あるとの意見が出された。また、第三債務者に必要な情報は開示した上で、第三債務者に守秘義務を課するという意見も出された。もっとも、現在の実務を前提とすると、基本的には、申立人は、差押えをする際には、債務者の氏名や住所を特定して申立てをするほかなく(そうでなければ、第三債務者において特定することができない。そのため、申立ても却下されることになる)と解される)、そのことは、秘匿決定があったとしても直ちに変更することができないと思われる。なお、要件の欠缺等があるケースでは、秘匿決定の取消しの方法をとることもあり得る。勝訴判決がある場合には、差押えの必要性も広義の攻撃防御方法の一つとして位置付け、閲覧等の許可の方法をとることも考えられる。将来的な課題として、債務者の氏名や住所の記載がないまま、財産の開示を認める方策をとることを検討するなど財産開示の在り方につき検討することが考えられるが、その検討は、秘匿決定がされた場合に限らずに検討をする必要があると思われる。

## 2 人事訴訟法の改正

人事訴訟の訴訟手続については、第1部第16の規定が適用されることを前提に、事実調査部分の閲覧等に関し、次のような規律を設けるものとする。

事実調査部分については、第1部第16の2及び3までの規定は、適用しない。

(説明)

部会資料27からの実質的な変更点は、ない。

## 3 家事事件手続法の改正

家事事件に関する手続における当事者に対する住所等、氏名等の秘匿に関し、次のような規律を設けるものとする。

(1) 家事事件の手続における申立て等については、第1部第16の1並びに4(1)、(4)ア、(5)及び(6)の規定を準用する。

(2) (1)の場合において、第1部第16の1の(1)中「当事者」とあるのは「当事者若しくは家事事件手続法第42条第7項(第258条第1項において準用する場合を含む。)に規定する利害関係参加人又はこれらの者以外の同法第10条第1項第1号に規定する審判を受ける者となるべき者」と、第1部第16の4の(1)中「秘匿決定、2の(1)の決定又は3の決定(以下第16において「秘匿決定等」という。)」とあるのは「家事審判の手続における秘匿決定」と、「以外の者」とあるのは「以外の当事者又は利害関係参加人」と読み替えるものとする。

(説明)

部会資料27からの主な変更点は、次のとおりである。

取消しの対象となる秘匿決定を、家事審判の手續における秘匿決定に限ることとし、その取消しの申立権は、当事者及び利害関係参加人に限定をしている。

家事調停の手續における秘匿決定を除外しているのは、この手續では、原則として、第三者のみならず当事者についても、記録の閲覧等の許否の判断が裁判所の適正な裁量に委ねられており（家事事件手續法第254条第3項）、この判断に対しては、即時抗告は認めないものとされていること（同条第6項参照）、この取消しの申立て等は実質的には不服申立ての性質を有することを踏まえ、裁判所が秘匿決定をし、住所等の記載を省略することを認めている以上は、その取消しを認め、住所等の記載を求めるといったことは認めないこととしたものである。なお、家事調停の手續のうち、合意に相当する審判の対象となる事件については、記録の閲覧等につき家事審判の手續の規定を準用している（同条第6項）ため、家事審判と同様に扱うことが考えられる。

また、家事審判の手續における取消しの申立権を上記のとおり限定し、第三者を除外しているのは、記録の閲覧等が原則的に認められているのは、上記の者に限定されており、閲覧等の申立ての却下についての不服申立てでもその申立人に認められるためである（同法第47条第4項参照。同項は、当事者のみに言及するが、利害関係参加人も当事者と同様の権限を有する。同法第42条第7項参照）。

## **第2 その他**

**その他所要の規定を整備するものとする。**

(説明)

これまでの部会では、民事裁判手續のIT化に伴い、障害者に対する手續上の配慮に関する規律を設けることについて議論がされてきた。第19回会議では、この点について、一般規定の創設や意思疎通支援に関する規律の整備に関する意見が出された。

民事訴訟の手續に関与する障害者に対して必要な手續上の配慮が行われるべきことは当然であり、これまでの部会においても、一致した意見であったと思われる。一方で、部会資料28でも検討したとおり、これについて一般的な規定を置くことについては、現行法下においても、裁判所は障害者を含む配慮を要する当事者に対して手續上の配慮を行うべき責務を負っていると解されること（法第2条）等との関係を整理する必要があるものと思われる。また、裁判外でも、総合法律支援法により特定援助対象者に対する法的援助が拡充されるなど、障害者等に対する配慮が行われているところである。裁判所が障害者に対する手續上の配慮を行うべきことは、民事訴訟の手續以外の手續も含めた裁判制度全体に関わり得る問題であると考えられ、この点については、そのような観点も踏まえた検

討が必要であるように思われる。

意思疎通支援に関する個別的な規定を整備する観点から、現行法における補佐人の規律（法第60条）等の諸規律を見直し、又はこれらの規律に加えて更に何らかの制度を設けることについては、既存の制度によっても対応することができないのかなどにつき今後とも検討を加えていくべき問題であるように思われる。また、第19回会議では、補佐人の費用負担の在り方につき指摘があったが、その問題は、障害者が補佐人を利用する場合に限られる問題ではないように思われる。いずれにしても、民事裁判手続のIT化に伴い、これを障害者のために活用するに当たりどのような方策が必要であるかについては、システムの内容やIT化が実現された後の運用の状況等も考慮しつつ検討する必要があると考えられる。

以上を踏まえると、障害者に対する手続上の配慮に関する規律を設けること等については、引き続きの検討課題とすることが相当であると考えられる。